

昭和四十七年八月

仙台市南小泉

法領塚古墳調査報告書

仙台市教育委員会

仙台市南小泉 法領塚古墳調査報告書

氏 家 和 典

序

法領塚古墳は、一本杉の伊達家屋敷、現在の聖ウルスラ学院構内にあり、当時の学校長スザンナ・マルチン女史のご理解により、市街地にありながら今日までほぼ完全に保護されてきました。市内で横穴式石室をもつ唯一の円墳として早くから注目されましたが本格的な調査が行われず、その究明がまたられておりました。このたび、仙台市文化財保護委員 氏家和典氏の担当により発掘調査を実施し、数々の学問的成果をあげて皆様にご紹介できることはまことによろこばしいことであり、文化財の保護と研究にいささかでも貢献できるものと思います。なお調査終了後、特殊工法を用い保存工事も行い恒久的保存を図りました。

これら一連の事業にご協力くださいました関係者の皆さんに感謝の意を表してございきつといったします。

昭和四十七年八月

仙台市教育委員会教育長 高槻英男

目

次

一、緒言	1
二、墳丘について	3
三、石室について	4
四、出土遺物	7
五、築造年代	9
六、結言	13

図版目次

第一	法領塚古墳の位置									
第二	法領塚古墳外形									
第三	玄門前発掘状況									
第四	玄門閉塞状況									
第五	玄門閉塞状況									
第六	玄門前状況									
第七	前庭状況									
第八	前庭東側壁状況									
第九	玄室内の状況									
第一〇	玄室内の状況									
一一	玄室床面部凝灰岩敷石の状況									
一二	玄室凝灰岩床面部の状況									
一三	玄室西側壁裏積み石の状況									
一四	玄室西側壁裏積み石の状況									
一五	玄室西側壁裏積み石の状況									
一六	玄室東側壁裏積み石の状況									
一七	玄室東側壁裏積み石の状況									
一八	玄室東側壁裏積み石の状況									
一九	出土遺物									
	墳丘実測図									
	石室実測図									

一、緒言

法領塚古墳は、仙台市南小泉字屋敷四番地、聖ウルスラ学院の構内にある、いわゆる横穴式石室をもつ古墳時代後期の円墳である（図版第二）。この古墳のある南小泉一帯は、仙台平野の中心部を占める地域で、弥生時代以来文化の栄えたところでもあった。すなわち、弥生時代から古墳時代にかけての大集落遺跡として著名的な南小泉遺跡は、この古墳の東南方一二〇メートル付近に位置しているし、そこにはまた、古式の大型前方後円墳として代表的な遠見塚古墳が遺存しているのである。古代寺院跡としてあまりにも著名な陸奥国分寺跡は、本古墳の北方位〇〇メートルの地点に位置することからいっても、この法領塚古墳造営者の置かれた環境の、政治・社会的価値というものの一面を推測することが可能となるであろう。

さて、この古墳は、墳上に古くから「法領権現」の石碑があるところから「法領塚」と名付けられてきたが、この古墳の由来についてはまったく不明である。この古墳を、古墳として最初に学界に報じられたのは、笠井新也氏であるらしく、考古学雑誌第八卷第六号に掲載された「奥羽地方に於ける原史時代遺蹟

の概観」という論説が最初のものであろう。笠井氏が仙台を訪れた大正六年には、直面する横穴式石室の玄室西側壁の一部が崩され開口していたもののように、石室規模を、玄室の長さ八尺（二四〇センチ）、幅五尺五寸（一六五センチ）、高さ四尺（一一〇センチ）と測定されている。墳丘の規模も底径一五間（二七メートル）、高さ三間（五・四メートル）と観察された。その後もこの状況はあまり変化しないままに昭和におよび、各地の研究者や学生が見学に訪れ、また東北大學での考古学講義の実習には、この墳丘の測量や石室の実測が再三試みられたのであったが、石室内に篜出している玉石群の表面がちょうど外部の地表と同じレベルにあつたため、これを石室の床面と見る先入感を払拭しえなかつたようである。昭和二十五年に刊行された仙台市史三別編一掲載の「仙台市内の古代遺跡」では、伊東信雄博士が、現存する墳丘の規模を東西二七メートル、南北三〇メートル、高さ五メートル、石室については長さ四・二メートル、幅一・六メートル、高さ一メートル許と記録されている。

法領塚周辺の土地はかつて伊達家の家臣佐々家の屋敷であったが、明治初年伊達屋敷に転じ、それがさらに昭和二十九年に、聖ウルスラ学院にわたり、ここに学校が建設されることとなつた。この学校建設に伴い、法領塚古墳はまさに壊滅の危機を迎えた

のであったが、実は聖ウルスラ学院スザンナ・マルチン校長の全くの善意によって破壊を免れ、校地の一隅に残されることとなつたのである。

爾来一〇数年、石室東壁一部の自然崩壊や天井石落盤の危険性がではじめ、仙台市教育委員会・仙台市文化財保護委員会では、この対策を冥剣に考慮されるところとなつた。

この古墳については、外形上およその規模は把握されたものの、石室前半部が埋まつたままであつたから、石室の構造が両袖式玄室形態をとるのか、無袖式の形態をとるのかさえも不明であった。したがつて石室の補強対策のためにも、まず精査を実施してその実態を把握する必要が痛感されたのである。

よつて仙台市教育委員会の依頼をうけた筆者は、昭和四十五年三月十九日から三月二十九日までの十一日間にわたつて精査を実施した。

(1) 調査主体

仙台市教育委員会

(2) 調査担当者

宮城県第二女子高等学校教諭

氏家 和典

(現在宮城県教育庁技術主査)
東北学院大学学生
調査補助員

佐々木 安彦

佐野 大友

小水 達夫

結城 敏明

高倉 勝一

伊藤 源治

宮崎 芳春

高橋 敏明

森 宣子

二階堂 宣子

社会部生徒

森 いづみ

他四名

(5) 墳丘測量担当者

有限会社・氏家測量事務所測量士

氏家 孝

調査の結果はまったく予期しなかつた新しい事実が判明した。もつとも大きな収穫の一つは「石室床面」と考へられていた従来の面が、実は後世混入堆積した任意の面であり、本来の床面がそれよりさらに一メートル前後も下位にあつたということである。

これを墳丘部の現地表でいえば、現在の地表さえ当時の地表より一メートルも高くなっていたのである。石室の高さが四尺とか、

一メートル程度、幅が五尺五寸あるいは一・六メートルといわれていた数値は、実は石室床面から一メートルに近い上方において測定された数値であつて、したがつて側壁石の状況も「口石を積み重ねた」というようなものではなく、基底部に大石が据えられていたことを把握したのである。また、玄室は両袖式石室で、玄門にも大石が置かれ、その前が狭道とならずに直ちに前庭施設とされていること、玄室後半の床面に凝灰岩切石が敷かれていたことなど、横穴式石室の構造上の問題からみても、貴重な学問的成果をあげることができた。

調査終了後、仙台市教育委員会は、早速、この古墳の永久保存をはかるため、仙台市文化財保護委員会の答申をえて、石室の補強工事と石室の復原を企画され、昭和四十六年三月から四月にかけて、高松工務店による工事を実施された。補強工事

は側壁と天井壁に力点が置かれた結果、側壁の裏側にコンクリートを注入する作業となつたが、この時筆者は立ち合いを依頼されて、側壁の裏積み石の状況を観察する機会をえた。

したがつて本稿では、この補強工事の際の観察をも含めて以下報告をこころみようと思う。

一、墳丘について

本古墳は、西側の墳籠が聖ウルスラ学院の校舎建築に当つて一メートル程度削りとられて、東西径二十六メートル程度となつてゐるが、実は原形はそれ以前にすでに損ねられていた模様で、伊東信雄博士の仙台市史法領塚古墳の項では、南北三〇メートルに対し東西二七メートル程度とされている。加えて過去の盗掘が石室・西側壁から実施されたため、現在はこの部分の封土さえも失なわれており、その折の土の移動によつてこの墳丘の西南から西北にかけての部分がかなり乱されているようである(図版第一八)。

石室の前方を発掘した結果、現在の地表下一・三メートルで、南邊(=堀)への落ち込み、つまり周辺の内側端を検出しえた。この落ち込み部分の上面が、ほぼ当時の地表面であったらしいことは、石室補強工事の際にこれとほぼ同じレベルにおいて有機物を含む暗色土層を、両側壁の外側でも確認しているから、後述、この法領塚古墳の周辺一帯が、一・三メートル程度も高くされていることを知りうるのである。したがつて、本来の墳丘の高さは、現在高に一・三メートル程度プラスさせた数値、

六・〇メートル前後と推定しえよう。

周溝の外側端は検出していない。墳丘の南端から六・八メートル前方には体育館があるし、墳丘の西南にはマンホールとそれに続き廻り廊下が建てられているから、この部分での周溝部幅を追求することはまず不可能であろう。ただ一個所、墳丘の東南にある焼却炉と体育館の間を通って駆まで約一八メートルの空地があるから、あるいはこの地点を発掘すれば周溝の外側端を検出しえるかも知れない。しかしこの部分にも、廻り廊下の方から体育館北側を流れ、焼却炉の西側できらに南に曲る暗渠があるので、周溝部の痕跡をどの程度把握しうるかはまつた疑問である。

ところで周溝部内側端は、現在の墳籠線より約一メートル余、前方にずれる程度で、それほど著しい差違は示していない。これを基準として墳丘北側の墳籠線までを測定すると、三三・メートル弱という数値がえられる。墳丘は、外表から観察する限り、後世とくに上盛りをした痕跡を見出しがたい。よつて本古墳は、直徑三二メートル前後、高さ六メートル程度の円墳とみてまず差支えないものであろう。

墳丘をつくるに当つては、当時の地表に、それほど手を加えることなく、石室を築き、最後に天井石をのせ終つたあと、粘土をもり上げて叩き、これをくりかえすことによつて墳丘を完成させたものらしい。地表面に石室を築いたことから言つても、段築は必要としなかつたようである。ふき石も使用されてはいらない。こういう墳丘の築造法は、まさしく古墳時代後期のものといえる。

三、石室について

とは予想されていなかったのである。

この大石が露出した結果、奥壁の一枚石もまた、一・七×二・〇メートル以上という巨石（図版第七・第一〇）となつて露われ、三個の天井石（うち最前端の一個を欠く）（図版第九・第一〇）、

二個の玄門石（図版第四・第六）とともに、かなりの大石を使用して構築した大型石室であることが確認されたのである。石室側壁には、下位に据えられた大石の上に、原則として小形の自然石が使用され、いわゆる乱石積みふうに、もろ送り式に積みあげられて天井の大石へと接続している（図版第八）。玄室前半部の両側壁には大石こそ使用されていないが、その積み上げ方は後半部と同様である。ところどころに、自然石のはかに割り石を使用したものではないかと思われるふしもみられるが、よく観察すると、始めから割り石を準備したものではないものが多々、石室構築の途中で割れたものか、あるいは上方よりの圧力によって自然に割れたかの何れかのようである。

側壁の前方には、二個の大きな自然石を、門柱状に置いて石室を区切っているから、奥壁からここまでが玄室となるわけで、床面には凝灰岩の切石（図版第六）が一枚置かれ、粗石としての役割りを果している。

玄室床面上には、その奥の半分に厚さ二〇センチ前後の凝灰

岩の切石が計一枚敷き並べられている。どうやら奥壁床面からこの凝灰岩切石の最前端までの距離が、玄室奥行のちょうど半分になるように計画されたらしい。おそらく当初はこの部分に遺骸が安置されたものであろう。この下には玉石が敷かれているから、凝灰岩切石を敷く作業中に、あるいは遺骸安置の際に割れるものもあったのかもしれないが、左奥壁沿いの二枚や、右側壁沿いの一枚などは、寸たらずのところを埋めあわせたようで、それぞれ四隅の角がすりへっている（図版第一二）。したがって、これらの凝灰岩は、側壁の大石が据え置かれたあとに敷き並べられたことを明白であろう。玄室前半部の、凝灰岩敷石下にある砂利層と同一レベルの上面には、凝灰岩の粉末が薄く分布していたから、凝灰岩敷石を搬入する際の粉末であることはまずまちがいのないところで、この凝灰岩切石を敷く段階では、奥壁石はもとより両側壁の大石も据え置かれていたことが推測できよう。

玄室前半部分床面の、石室完成時における玉石敷のレベルがどのようなものであったかは、遺憾ながら把握しえなかつた。それはかなりに多くの玉石が、この部分のみならず凝灰岩敷石の上にまで堆積していたからで、後世天井石最前端のもの（現在欠けている）がとりはずされて盜掘が行なわれた際、そこから側壁石の崩壊に伴い裏積み石が落ちこんだらしいこと、その

他にも側壁の自然落石下に伴いつめこまれた玉石や裏積石が落下堆積したこと、加えて西壁中央の上半部からの再三にわたる盗掘が玄室内部をかなりに搅乱させていたことなどにもとづくもので、布目瓦片や寛永通宝錢まで、凝灰岩敷石上面レベルの近くまで混入していたのである。石室完成時には、凝灰岩敷石と網石がある程度露わられる程度に、石室前半部床面に玉石が敷かれていたものであろうか。

凝灰岩敷石部分の奥部には、径六〇×八〇センチ程度の穴(図版第一二)があけられている。筆者らの調査の際には、この穴部に側壁の石が落ちこんでいたが、穴部端の削り具合からみて、後にあけられたものであることはまずまちがいのないところである。あるいは、横穴などによくみられる火葬骨の埋納が後に行なわれたものであるかもしれない。

玄室の規模は結局次のようになろう。

奥行	五七六センチ
奥壁から玄門東石後端まで	五六七センチ
奥壁から網石後端まで	五七四センチ
奥壁から網石前端まで	五九八センチ
奥壁から凝灰岩敷石前端まで	二八〇センチ
奥壁沿いの幅	一八九センチ

ここで興味深いのは、玄室奥壁沿いの幅と高さの数値がほぼ一致するという現象であろう。これは何らかの基準数値を示すものとみてよさそうであるが、これを基準とすれば、凝灰岩敷石部分の長さはその一・五倍となり、玄室奥行は三倍となる。この玄室を構築するに当つて、一定の企画が存したことと物語るものであろう。

玄門部は、大石を内側に突出させることによって門柱としての役割りを与えさせている。この門柱上にどのような石組みが積みあげられたかはまったく不明であるが、少なくとも玄門の高さとして、西門柱の高さ一二五センチ以上あつたことは推測できる。玄門幅は、その前端において七八センチ、後端で八八センチとなる。奥行は、玄門石そのものの厚さとなるわけで、東石では二四センチ、西石では二四センチ程度である。玄門閉塞には、小石と粘土が用いられていたようである(図版第二一第一四)。小石を並べては粘土をのせて固め、それをくりかえすといったようなもののように観察した。福島県福島市の甲塙古墳の

凝灰岩敷石前端沿い
玄門側石後端沿い
一七八センチ
高さ 奥壁沿い
一七八センチ
奥壁沿い
一七八センチ
高さ
一七八センチ

玄門の前は、本古墳の場合、羨道とはなっていない。それはこの部分に天井石が使用されていないからであるが、側壁の積み石の高さも前方に移るにしたがって低くされており(図版第五)、

加えてこの部分には裏積み石がまったく使用されていなかつたのである。ここでは割り石も使用されているが積み石は、玄門前を飾るためにそえられたものと考えて差支えない。つまりこの部分は羨道部ではなく前庭施設とされているのである。玄門

沿いでこの幅は一二四センチとみてよいであろう。

さて本石室の状況については以上の通りであるが、最後に本古墳の築造順序について付言しておきたい。本古墳を築造するに当つては、石室から造られたことはまちがいのないことであるが、石室構築の順序は次のようになる。

(1) 地表面の整地→(2)奥壁石並びに側壁大石を据える→(3)玄室奥半部に玉石を敷きつめ、その上に凝灰岩切石を置く→(4)玄室の平面構成に必要な側壁前半下部の石を位置させる→(5)玄門石を置く→(6)側壁石を持ち送り式に積みあげ、それと併行して裏

積みになる玉石を築きあげながら粘土で固め、外側が緩傾斜面になるように上を盛る→(7)緩傾斜面上を天井石が運ばれ天井部にのせる→(8)塔柱の築造→(9)前庭施設を造る。

このうち(3)は、あるいは(4)のあとになったものかもしれないが、(5)の前に実施されたことはほほまちがいないであろう。また周辺部は(6)の作業ころから造られ始めたものと考えてよいかかもしれない。

四、出土遺物

(1) 青銅製品 (図版第一七)

玄室中央部、凝灰岩敷石前端の前方、東側壁近く、ちょうど凝灰岩敷石下に敷かれた砂利層の上面あたりから出土している。六・五×五・五センチ位の破片で、ふくらみをもつていて、厚さ一・五ミリ位のものであるから空器とは思えない。紙どめ

の旗もないで用途は不明である。鍍金のあとは残っていない。

(2) 鉄製くつわ片 (図版第一七)

一点は玄室内玄門部近くの砂利層中から出土している。裏の部分であるが砂利にさびついて実測さえ難かしい状態である。他の一点は青銅製品の近傍から発見されている。引手の部分に当ろうか。

(3) その他の鉄製品片 (図版第一七)

直刀の切先の部分長さ八・五センチ、幅二・五センチ程度のものが一点、その他鐵錠のようなもの四点が玄室内から出土している。

(4) コハク玉片

半欠位のものであるが、復原すれば幅一・五センチ、長さ三センチ程度のもの一点が玄室内で玄門近くの床面部より出土している。

(5) 土師器片

丸底系内黒坏の破片一点、糸切坏の細片一点が含まれている。

とくに糸切坏細片は、凝灰岩敷石下の砂利層と同一レベルの玄室前半部分から検出されている。おそらく盗掘は床面の深部にまでおよんだものであろう。

(6) 須恵器片 (図版第一七)

大甕の破片が殆んどで、他に長頸甕の体部破片が二点程度含まれていた。大甕破片の裏には、いわゆる弧形もしくは円形のたき目が印されている。口縁部外側に波形を描くものも數点検出されている。

(7) 布目瓦片

筒瓦の破片一点と、半瓦の破片一点であるが、凝灰岩敷石面よりは上方において出土している。

(8) 寛永通宝錢

凝灰岩敷石面よりは上方において検出された。江戸時代にも盗掘が行なわれたことの証拠となろう。

五、築造年代

法領塚古墳の築造実年代が、具体的にさって何時頃であるかを判断することは、至難なことである。それは本古墳が、当初から家族墓として造られている上に、再三にわたり盜掘の危にあつてはいるから、偶然に遺存していた副葬品をもって、年代決定の要因となることができないことにある。例えば、年代決定の資料になりうるものとして土師器丸底杯片(奈良期)、同糸切环細片(平安期)、須恵器長颈壺部片(奈良・平安期)といったような遺物が検出されているのであるが、これをもって石室の築造時間が奈良時代だとか、平安時代だとか判定することはできないであろう。したがって、出土遺物がこの程度のものであるとすれば、本古墳築造の年代を考える上において、石室の構造とか、墳丘との関係とかを、重要な資料としなければならないのであるが、実はこれもまた横穴式石室自体の編年研究が確立していない現在、なかなか容易なことではない。よってここでは、まず、法領塚古墳にみられる特徴といつたようなものを挙出し、それと他の調査研究済みの古墳との比較検討を試みることによって、法領塚古墳の編年的位置を考えてみることに

しよう。

第一にあげられることは、石室奥壁が墳丘の中央部に位置しないで、かなり前方にずれているということであろう(図版第一八)。東北地方の古墳でも福島県須賀川市の蝦夷塚古墳⁽²⁾、いわき市の金冠塚古墳⁽³⁾、宮城県大和町の鳥屋古墳⁽⁴⁾などは、石室奥壁を墳丘中央部に位置させるという原則を踏襲しているし、宮城県古川市塙原古墳群⁽⁵⁾などもこれに近いらしい。ところが福島県鹿島町真野寺内二四号墳⁽⁶⁾や、宮城県丸森町四反田古墳⁽⁷⁾、同角田市大久保古墳⁽⁸⁾、同色麻村上郷古墳⁽⁹⁾などにはこの原則は適用されていないし、東北北半部のいわゆる変形末期古墳では全く無視されているようである。真野古墳群⁽¹⁰⁾では、寺内二四号墳を除く多くの古墳が、組み合わせ箱式石棺や竪穴式石室形態をとっていることから推すと、ここでは横穴式石室形態を採用した最初のものが寺内二四号墳であると解釈できるし、宮城県角田・丸森地方の古墳群⁽¹¹⁾の場合も、その多くが箱式棺や竪穴式系統の石室であることを考えると、横穴式石室出現期の比較的古いものが四反田古墳や大久保古墳と推測できよう。上郷古墳群でも同様で、一〇九号墳出土の須恵器などによって、七世紀中葉頃にその盛期が置かれるとはいっても、この地域ではこれらの古墳をもつて横穴式石室出現当初期のものと解することができる。東北地

方北半部の変形末期古墳群においては、これ以外に横穴式石室形態をとるものがないことからいつても、またこれ 자체が横穴式石室の機能を果していない点から考えても、横穴式石室構築法が正しく伝えられていない結果であって、原則が守られていないのはむしろ当然のことであろう。このような横穴式石室形態の東北地方における在り方からみれば、法領塚古墳もまた仙台平野中心部における、横穴式石室出現当初期のものと解することが可能となるのはなからうか。

第二に指摘できる特徴は、土体部の石室が羨道を欠いて、玄室と前庭から成るということである。このような事例は東北地方では珍らしいことで、福島市の田塚古墳と福島県鹿島町の横手1号墳がこれに該当しそうである。田塚古墳は、奥壁に大石を据え兩側壁には切石でもって乱石積みふうに築き上げ、玄門には凝灰岩質の切石を立てた横穴式石室で発掘担当者の梅宮茂氏は羨道が破壊されたと解されているが、あるいは羨道を全く形態のものであったのかかもしれない。しかし遺憾ながらこの甲塚古墳もまた、具体的に年代を決定する土器類に欠けている。横手1号墳の場合はかなりに趣を異にしている。くわしい報告は未だなされていないが、福島県史考古資料編によると主軸三〇メートル程度の小型前方後円墳で、後円部に

位置する石室は、写真で見る限りにおいて、幾つかの切石からなる、幅一六〇センチ位の箱状の横穴式石室であつたらしい。これには玄門部とその板状閉塞石は確かに存するが、羨道はないもようである。真野寺内二・四号墳などの小型前方後円墳にみられるように、東北地方兩半部では、小型前方後円墳が古墳時代後期の初頭から前半にかけてつくられたものであることから考えて、この横手1号墳の石室もまた、過渡期である横穴式石室出現当初のものと推定することが可能と思える。しかしながら、他方において、横穴式石室研究の進んでいる群馬県地方では、羨道をなくし、横穴式石室が出現する時期はかなりに遅れるらしい。

群馬県地方で、羨道を欠き、玄門前がただちに前庭となるような石室をもつ古墳は数少なく、現在の段階では鹿島古墳⁽¹²⁾と蛇穴山古墳があげられるにすぎないもようである。これら二基の古墳は、尾崎喜左雄博士によると、載石切組積石室で、横穴式石室における石材加工の極致を示すものと言われ、その製造年代が奈良時代初頭頃と推測されている。また畿内地方では、羨道を全くものの代表例として七世紀羨道と解される牽牛子塚古墳がよく引用されるが、これまた石材加工の技術としては横穴式石室の終末期の姿を示しているのである。したがって、もし法領塚

古墳がこれらの古墳などの影響を受けたと解するならば、その築造年代はかなりおくれるであろうが、横手1号墳のような東北の堅穴式石室系統のものの伝統を強く受けたとすると、それほど年代を下げる必要もなさそうである。法領塚古墳がその何れかであるのかは問題となるところであろう。

第三の特徴は、石室壁面を築くに自然石をもって乱石積みに持ち送り式につみあげるという原則にのつてはいるが、天井壁・奥壁とともに玄室両側壁裏半下部と玄門両側には大石が使用されているということであろう。大石使用の古墳として宮城県では、丸森町の四反田古墳、角田市の大久保古墳、大和町の鳥屋古墳、福島県では須賀川市の蝦夷穴古墳、いわき市の金冠冢古墳などを代表的事例としてあげることができるが、天井石・奥石のほかに、側壁にも大石を使用しているのは蝦夷冢古墳と金冠冢古墳である。蝦夷冢古墳の石室は尾崎博士のいわれる截石切組積みの用法と思われ、法領塚古墳の石室構築とは異つて、築造年代が、下降すると推定できようが、副葬品である金銅装頭椎大刀の出土は、この古墳の築造年代下限をいかに下げても、奈良時代まで下降させるわけにはいかないことを物語るものであろう。金冠冢古墳は、割り石と自然石を乱石積みに積み上げているが、而側壁下部にそれぞれ二・三個の大石を配して

いる点で、法領塚古墳との類似を思われる。著しく異なる点は、玄門石を配していても無袖式石室の系統に属するということであろうか。この古墳の築造年代を推定することはある程度可能である。ここでは玄室内に三層の埋葬堆積があり、その上層から年代推定の好適の資料である須恵台付長頭蓋と長頭瓶が一休の頭骨とともにそれぞれ一個出土しており、その年代は七世紀中葉から後半にかけてのものと推定できる。中層から五個の頭骨、下層から二個の頭骨とともに多くの副葬品が検出されているから、この古墳の築造年代はおそらくとも七世紀前半より下降するものではなさそうで、六世紀後半～末葉頃と考えてよいのではないか。

群馬県地方では尾崎博士によつて七世紀前半といわれる胸袖式玄室をもつ觀音塚古墳⁽¹³⁾が巨石古墳の代表的事例として著名であるが、奥壁こそ一石ではなくとも、玄室両側壁や羨道側壁下部に二・三個の大石を配するという用法は、法領塚古墳と共に共通するものであろう。こういった巨石古墳のもつとも代表的なものは、奈良県石舞台古墳で一般的には六世紀末～七世紀初頭頃の築造と推定されている。

第四の特徴は、玄室内奥半部床面に凝灰岩切石が敷かれていることである。玄室床面に凝灰岩切石を敷く古墳は、東北地方

では現在のところ皆無である。安山岩の切石を玄室床面上に敷く群馬県虚空蔵塚古墳などは、用石加工の技術からいってこの後に続くものであろうか。

法領塚古墳の玄室内敷石の意味は二つに考えられそうである。一つは、一般現象である玉石の代りに埋葬部にのみ切石を使用したこと。二つは、横穴などのようにとくに遺骸安置のための台床としての意義を強く示したものではないかということである。ただ興味深いのは、この切石の敷かれている部分の長さが、玄室長さの二分の一に当つていることであつて、もし後者でないとしたら、そこに後室と前室といった意図が存したとみるべきものであろう。床面に境石を置くことによって玄室内を区分した例としては、東北では金冠塚古墳が良き例であるし、群馬県では観音塚古墳がこれであり、ここでは境石が正確に玄室を二分するのである。もし法領塚古墳の石室が台床としての意味を強くうだすものとすれば、そこには東北地方における横穴との関連性が考えられるかもしれないが、凝灰岩切石の上面と、細石上面とがそれほどの差を小さないとろから考えると、横穴の影響を受けたと解しててもよいのではないか。

法領塚古墳の石室に、後室・前室の意図が存したとするなら

ば、養道部を略するという形態もあるいはそれほど変った企画とも考えられなかつたのかも知れない。

第五に玄室の幅と長さの比が一対三という具合に、この玄室が著るしく長方形を呈しているということであろう。このような長い石室の例を求めるに、東北ではこれまで金冠塚古墳くらいであろうか。ここでは確かに一対三の数値になりそうである。

蝦夷穴古墳が左玄門の前端で測って一対二・五、大久保古墳が一対二・〇、甲塚古墳が実測図で測定するに一対二・〇から一五の間になりそうである。このようにみてくると、法領塚古墳の石室が異常に長いことになろう。自然石乱石積両袖式石室で、一对二・〇になるようなものに群馬県の高家古墳⁽¹⁾がある。この古墳は、奥壁こそ一石ではないが、天井・側壁とともに大石を使用する石室で、玄室長六・五五メートル、幅二・二メートルと測定されているから、玄室に関する限りは法領塚古墳よりや大きい程度である。尾崎博士によれば、このように長さが幅の三倍の数値になる石室には無袖式石室が多く、しかも基準尺度が高麗尺になる傾向が強いと云われ、古い様相を示すものがるらしい。

法領塚古墳の基準尺度が高麗尺か唐尺かを追求検討することも、編年的位置を考える際に基礎資料となるのかも知れないが、

古墳王国と云われる群馬県地方と異なり、辺境の地において絶対的に正確な統一尺度がはたして存したかどうか、それ自体か否か疑問である。ここではその問題はさけることにしておきたい。以上の検討によつて、法領塚古墳のおおよその編年的位置なるものが推定できそうであるが、義道を欠く群馬県の虚空藏塚古墳や蛇穴山古墳まで下降することはあるまい。むしろ仙台平野における横穴式古墳出現の古い時期で、福島県金冠塚古墳とそれ程距たることのない時期あたりと考えてよいのではなかろうか。一応七世紀初頭前後頃と推測したいが、群馬県の古墳編年においてはめれば、あるいは七世紀中葉前後頃まで下降するものかもしれない。

六、結　　言

仙台平野中心部地域の高塚古墳で、後期に属することが明確な古墳といえば、法領塚古墳と長町一塚古墳⁽¹⁾（図版第一）の二基のみである。これはあるいは多くの群小古墳が、考古学研究の発達する明治以前において、記録されることなく破壊された結果であるかもしない。しかしこの二古墳のみが最近まで遺

存してきたという現象のうらには、他の破壊され易い群小古墳よりもこの二古墳の方が、規模も大きく、容易には破壊しえなかつたことにもとづくものであつたと解することも可能である。したがつてもしそのよう眺めるならば、仙台平野中心部地域に、この二古墳の他に後期の古墳が数多く築造されていたとしても、この二古墳造営者の政治・社会・身分的地位が、他の群小古墳よりも大であつたことを認めてよいことにならうか。

とくにこの二古墳は、後期といつても同時に成立したものではなく、堅穴式石室に家型石棺の施設をもつ長町一塚古墳が古く、横穴式石室をもつ法領塚古墳が新しいのであって、舶載の鳥文鏡⁽¹⁶⁾などを副葬していた長町一塚古墳は、副葬品上から推しても首長クラス豪族の奥津城と解されうるし、法領塚古墳は盗掘のためすぐれた副葬品こそ検出できなかつたが、巨石古墳の性格から推してこれまた首長クラス豪族の奥津城と解するのに矛盾はないであろう。つまり、この二古墳造営者が仙台平野中心部地域における、年代を與にした首長であったと推測するのである。それが同一系譜であるか否かは遺憾乍ら明らかにすることができない。

法領塚古墳の築造された七世紀といえば、横穴古墳が隆盛期を迎えるころで、仙台平野でも凝灰岩の丘陵崖面を利用して數

多くの横穴⁽¹⁷⁾が形成される。こういった横穴古墳は、もはや豪族の墓とみるよりもむしろ、氏族集団の集団墓とみなすことが妥当となるが、そのなかにとくにすぐれた副葬品を出土させるものもあり、それは中核となる族長層の墓と理解されている。したがってこの七世紀には、有力氏族集団の族長層もまた、横穴葬制を採用することになるが、他方においてこの時期に、古墳時代初期以来の伝統をひいて、巨石古墳ともいえる仙台平野最大の規模の石室をもつ法領塚古墳が築造されているのである。

そこには、法領塚古墳造営者の、よって立つ政治・社会的地域の古さ、根深さをよみとることも可能となる。法領塚古墳が、仙台平野中心部地域支配の首長クラスの墳墓と推定しうる根拠の一つにならうか。こういったこの時期の社会体制上の問題については、これから追求しなければならない課題である。今後この研究にまちたい。

最後に、末筆ながら、貴重な古墳の調査機会をうえて下さった仙台市教育委員会、またこの古墳を今まで温存されてきた聖ウルスラ学院スザンナ・マルテン校長、調査に協力下さった各位に深謝の意を表して掲筆する次第である。

(昭和四六・七・三一脱稿)。

註

- (1) 福島県史⁶考古資料、福島市史⁶原始・古代・中世資料
- (2) 福島県史⁶考古資料
- (3) 成田克俊・柳官茂「勿来市金冠冢古墳調査概報」福島県文化財調査報告書第8集
- (4) 鳥屋八幡古墳発掘調査団「吉城郡黒川郡大和町鳥屋八幡古墳発掘調査報告」
- (5) 古川市教育委員会「古川市塙原古墳群」古川市文化財調査報告第1集
- (6) 註(2)と同じ
- (7) 伊具郡社会科研究会編「伊具郡郷土誌」
- (8) 註(7)と同じ
- (9) 伊東信雄「宮城県加美郡上郷古墳」日本考古学年報4
- (10) 藤田亮策「真野古墳調査概報」中字二三一三
- (11) 志間泰治「宮城県伊具郡金山町古墳群調査概報」歴史七、「同第二輯」(アーリント版)、「同第三輯」東北考古学二
- (12) 尾崎義左雄「横穴式古墳の研究」
- (13) 群馬県教育委員会・高崎市教育委員会「上野国八幡宮古墳調査報告書」群馬県埋蔵文化財調査報告書第1集
- (14) 註(12)と同じ
- (15) 伊東信雄「仙台市内の古代遺跡」仙台市史三別篇一
- (16) 伊東信雄「考古学上から見た東北古代文化」東北史の新研究二二頁

図

版

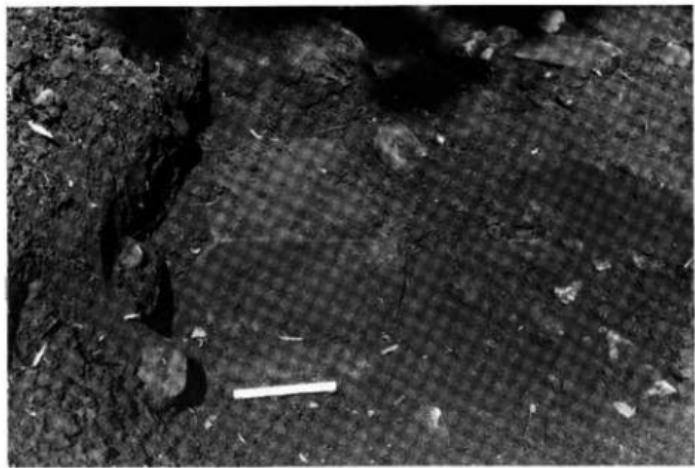


法領塚古墳の位置

- 1 遠見冢古墳, 2 雉冢古墳, 3 猿冢古墳, 4 長町二塚古墳
- 5 長町一塚古墳, 6 塚古墳, 7 法領塚古墳, 8 菩提寺横穴群
- 9 宗禅寺下横穴群, 10 向山横穴群, 11 陸奥国分寺跡



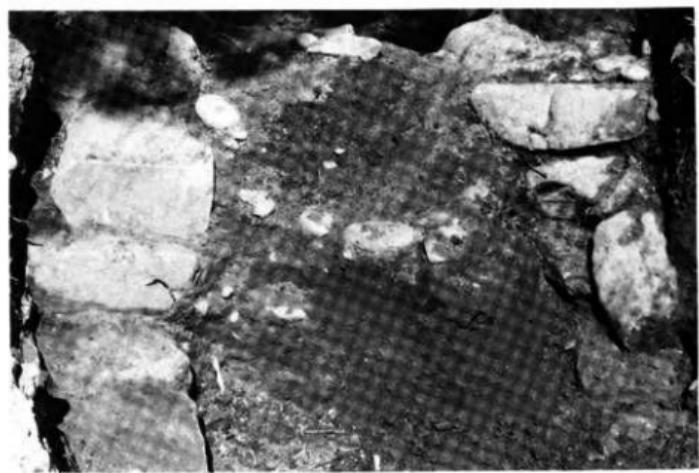
1 法領冢古墳外型



2 玄門前発掘状況



1 玄門閉塞状況



2 玄門閉塞状況



1 玄門閉塞状況（玄室天井石上より撮影）



2 玄門前の状況



1 前庭状况



2 前庭东侧壁状况



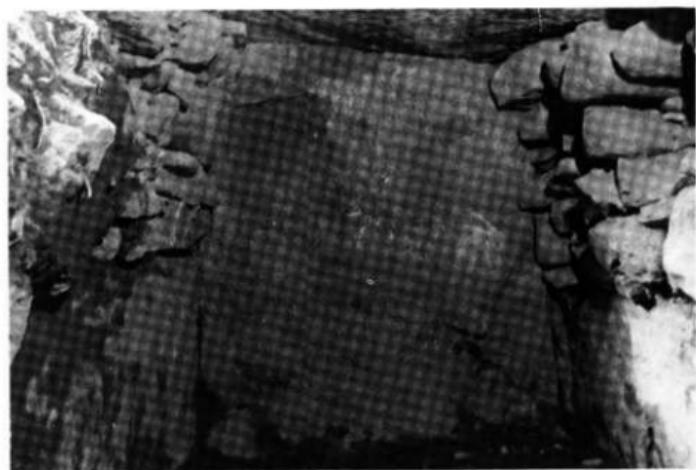
1 玄門状況（玄室内部より撮影）



2 棚石の状況（玄室内部より撮影）



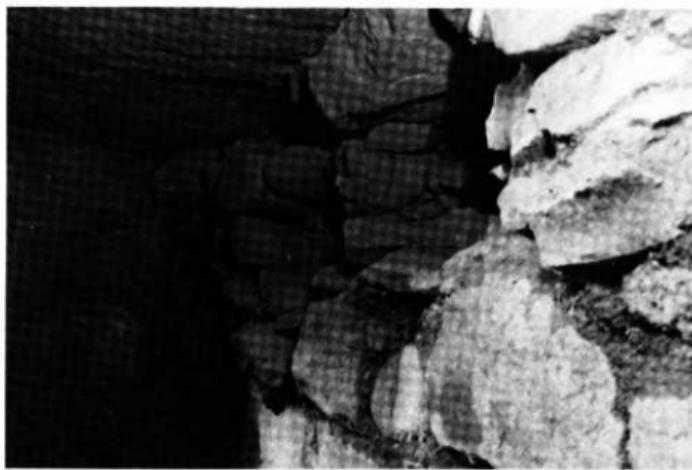
1 玄室内の状況



2 玄室奥壁状况



1 玄室東側壁状況



2 玄室東側壁上半部の状況



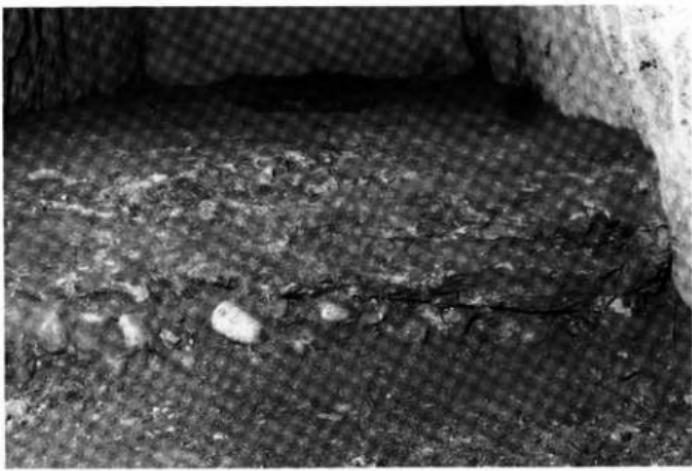
1 玄室西側壁状況



2 玄室天井石の状況



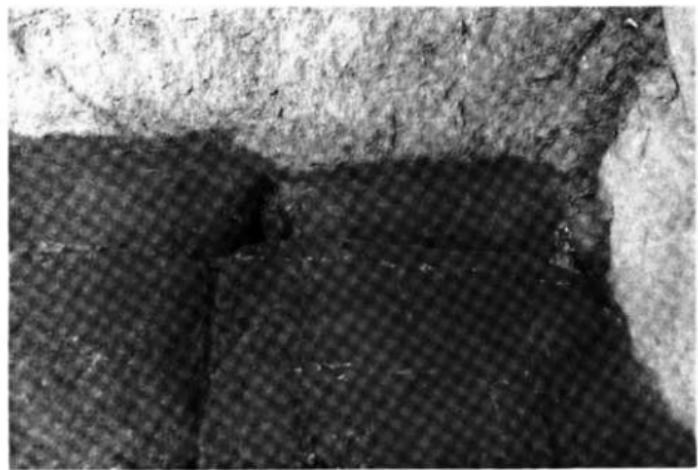
1 玄室内の状況



2 玄室床面の状況



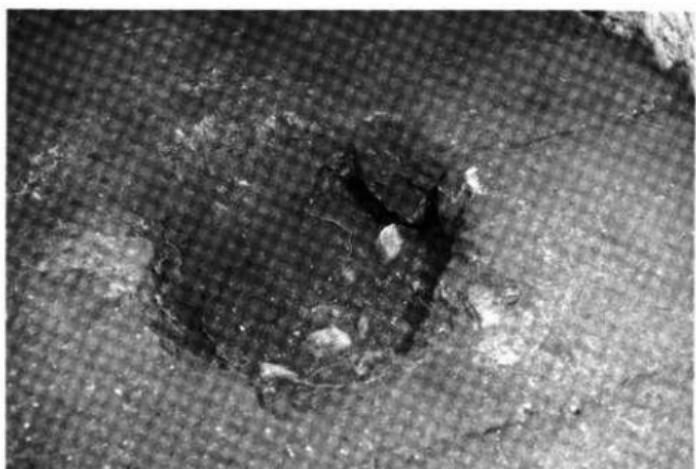
1 玄室床面部凝灰岩敷石の状況（東側壁近く）



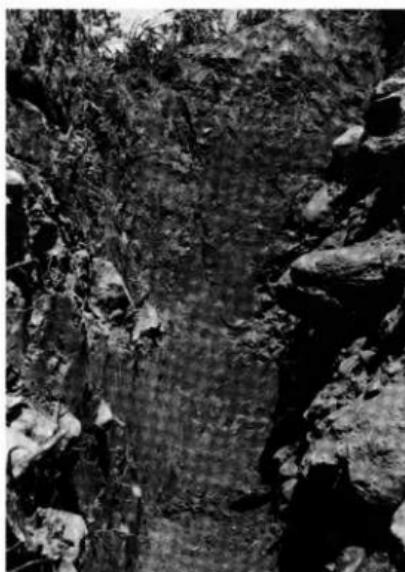
2 玄室床面部凝灰岩敷石の状況（西奥隅近く）



1 玄室凝灰岩床面部の状況



2 玄室凝灰岩床面部の穴の状況



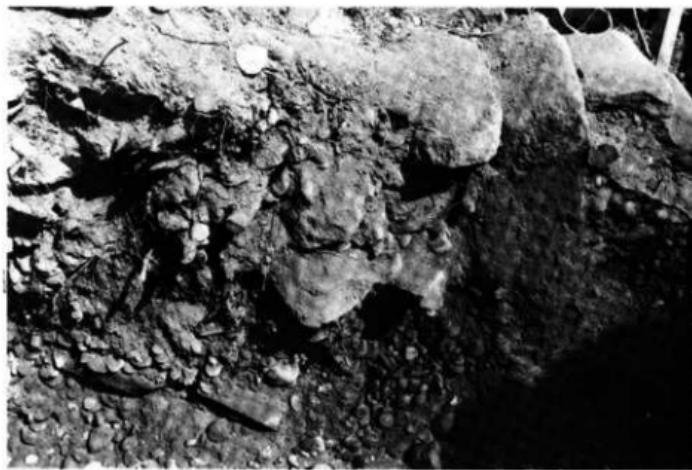
1 玄室西側壁裏積み石の状況



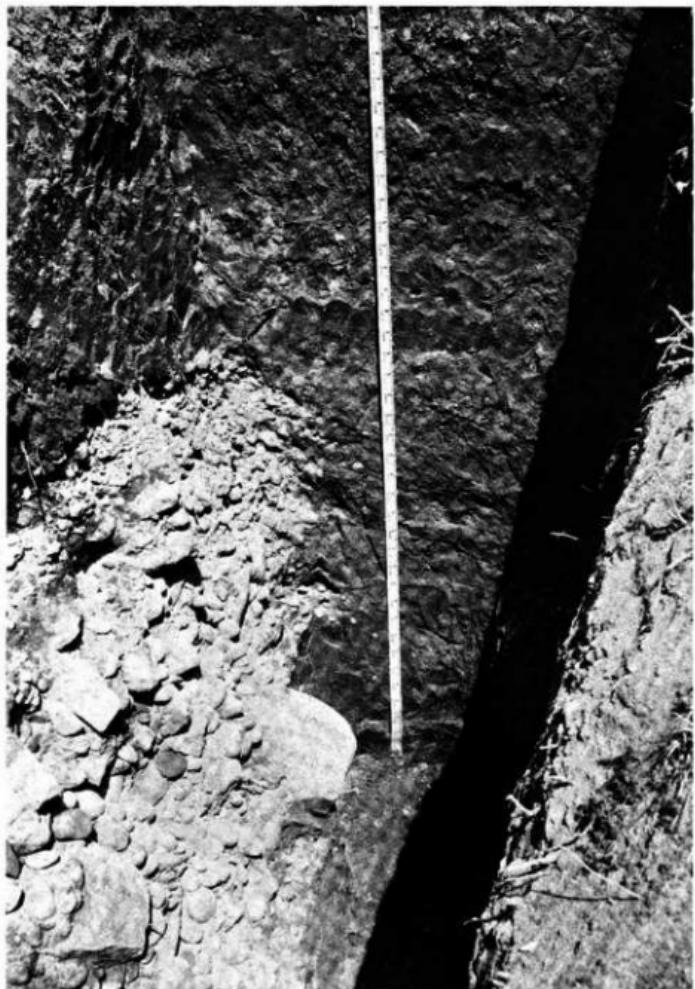
2 玄室西側壁裏積み石の状況



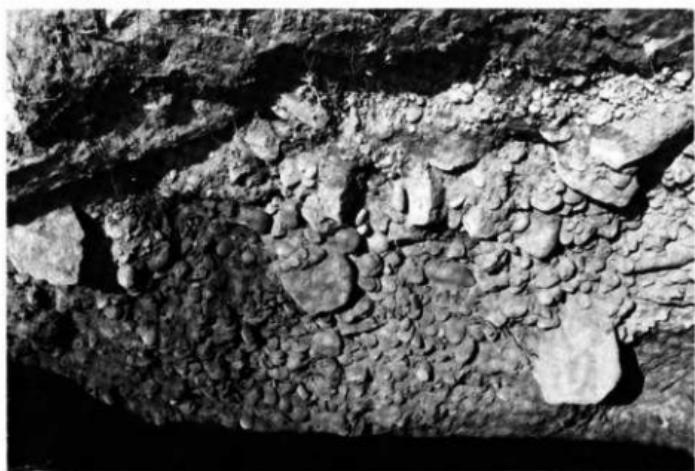
1 玄室西側壁裏積み石の状況



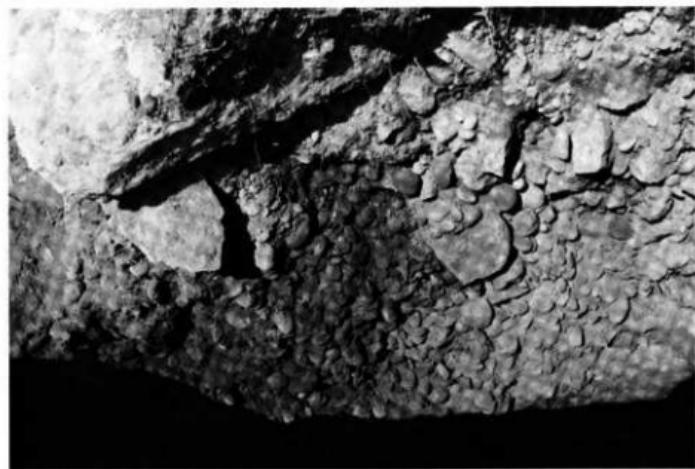
2 玄室西側壁裏積み石の状況（玄門部近く）



玄室東側壁裏積み石の状況



1 玄室東側壁裏積み石の状況



2 玄室東側壁裏積み石の状況

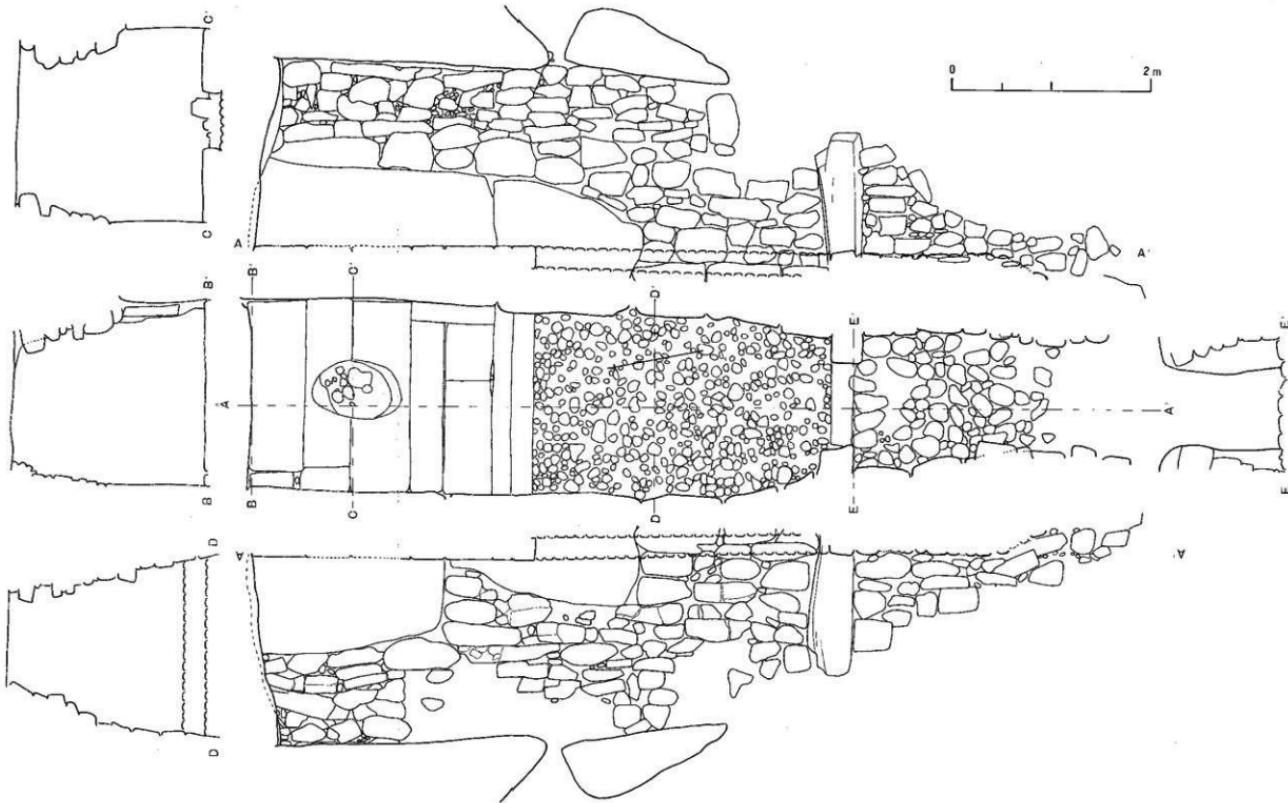


出土遺物

1 馬具くつわ喰、2 馬具くつわ引手、3 直刀の切先部分、4 青銅製品破片
5～8 須恵器甕口縁部破片、9 须恵器甕体部破片（表）
10 须恵器甕体部破片（裏）



法領塚墳丘実測図



法領塚石室実測図

昭和四十七年八月 印刷・発行

仙台市教育委員会

印刷所 株式会社 東北プリント
仙台市立町二四一-二四
電話(代) 0564-6666

